

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社インターネットイニシアティブ			コード	3774
提出日	2020/5/29		異動（予定）日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小田 晋吾	社外取締役	○													○		有
2	岡村 正	社外取締役	○													○		有
3	塚本 隆史	社外取締役	○							△								有
4	海野 忍	社外取締役																
5	佃 和夫	社外取締役	○										△				新任	有
6	大平 和宏	社外監査役	○										△					有
7	道下 崇	社外監査役	○													○		有
8	内山 晃一	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、客観性、中立性をもった適切な経営執行の監督機能を期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
2		経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、客観性、中立性をもった適切な経営執行の監督機能を期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
3	当社は、塚本 隆史氏が過去において業務執行者であった株式会社みずほ銀行と借入の取引があります。現在、同氏は同行の業務執行に携わっており、また、同行は当社の主要な借入先の1つであります。当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではないため、十分な独立性を有していると判断しています。	銀行業における重要な役職を歴任され、経営・財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、客観性、中立性をもった適切な経営執行の監督機能を期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
4		電気通信事業の経営に関する豊富な実務経験を有していることから、高い専門性をもって適切な経営執行の監督機能を期待し選任しております。
5	当社は、佃 和夫氏が過去において業務執行者であった三菱重工業株式会社と取引関係にあります。取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、客観性、中立性をもった適切な経営執行の監督機能を期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
6	当社は、大平 和宏氏が過去において業務執行者であった第一生命保険株式会社と取引関係にあります。取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	経営管理や内部統制に精通していることから、高い専門性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
7		弁護士として長年の経験と見識を有し、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。
8	当社は、内山 晃一氏が過去において業務執行者であった 有限責任監査法人トーマツと取引関係にあります。取引の規模、性質に鑑みて、株主及び投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公認会計士として長年の経験と財務専門知識を有し、高い専門性と客観性・中立性をもって適切な取締役の職務執行の監督が為されることを期待し選任しております。また、同氏は「有価証券上場規程施行規則第211条4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として適任と判断しております。

4. 補足説明

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

（独立性基準）
次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

（１） 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
（２） 当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者（*１）
（３） 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者（*２）
（４） 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者（*３）
（５） 当社またはその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者（*４）
（６） 上記（１）から（５）のいずれかに該当する法人・団体等において、過去５年間に業務執行者であった者
（７） 以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・ 上記（１）から（５）のいずれかに該当する者
・ 当社の子会社の取締役および業務執行者
（８） その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

なお、上記（１）から（８）のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

* １ 「当社もしくはその子会社の主要な取引先」とは、当該取引先に対する当社の売上高が直近３事業年度のいずれかの年度における当社の売上高の２％以上である場合をいう。
「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」とは、当社もしくはその子会社に対する当該法人・団体等の売上高が直近３事業年度のいずれかの年度における当該法人・団体等の売上高の２％以上である場合をいう。
* ２ 「多額の借入れ」とは、直近の３事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の２％以上である場合をいう。
* ３ 「多額の報酬その他財産上の利益」とは、直近３事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近３事業年度の売上高の２％または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っている場合をいう。
* ４ 「多額の寄付等」とは、直近３事業年度のいずれかの年度における当社またはその子会社からの寄付等の額が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総費用の２％のいずれか高い方の額を超える場合をいう。

- ※ １ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ ２ 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ ３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ ４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ ５ 独立役員の選任理由を記載してください。